

平成28年

寒河江市農業委員会第10回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第10回総会

日時 平成28年10月25日(火) 午前9時00分
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
8番 菊地弘美	9番 石山邦一	10番 大泉邦彦
11番 眞木早百合	12番 相原稔	13番 小野義和
14番 佐藤義広	15番 奥山眞治	16番 菅井孝一
17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美	19番 渡辺宏
20番 木村三紀		

欠席委員

7番 土屋喜久夫

事務局

事務局 局長 原田真司	局長補佐 佐藤利美
総務主査 佐藤陽一	総務係長 高子英晴
農地係長 村上千尋	農地係主事 国井茂伸

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について
- (4) 時効取得について

議事

- (1) 議第46号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第49号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前9時04分

木村議長 ただいまより寒河江市農業委員会第10回総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の総会の成立についてですけれども、本日の出席者は総委員数20名中19名で、在任委員の過半が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですけれども、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、10番・大泉邦彦委員、11番・眞木早百合委員にお願いします。

次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

(報告事項朗読)

木村議長 ご苦労さまでした。

ただいまの報告について、何か質問はありますか。

(「なし」の声あり)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「なし」の声あり)

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

議第46号から農地法関連の議案について上程します。

- (1) 議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第46号から議第49号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限についてですが、議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」、14番、佐藤義広委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理者、よろしくお願いいたします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。19番、渡辺です。

去る10月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として、農地法第5条案件1件を実施し、審査いたしました。

議第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位47番、西根地区の資材置場転用への案件であります。現地は水道事業所の道路向かいで、奥には株式会社マモルがあります。このたびは、そのマモルの貸資材置場に対する案件でありました。現地は、県道沿いで、奥

は少し農地が残るものの、宅地や事業所等が建ち並び、5条転用はやむを得ないと判断してまいりました。なお、その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時44分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、西根地区、鈴木久一委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。17番、鈴木です。

議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」、6ページをごらんください。

(議案書順位41番朗読)

この件につきまして、10月17日に加藤友康委員と現地を確認してまいりました。現地は3カ所ありまして、1カ所が寒河江重車輛株式会社さんの国道112号の向かい側にあります。あともう1カ所が溝延橋付近にあります。あともう1カ所は■■■■さんの自宅周辺の農地です。3カ所出ています。

いずれも親子関係にありまして、お母さんから息子さんに経営移譲のため移譲するというふうな内容でありますし、また、農地を農地としてそのまま利用するというようなことで、問題ないということで見えてまいりました。なお、地区審査並びに事前審査会でも問題はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、高松地区、影沢政俊委員、お願いします。

影沢委員

6番、影沢です。

(議案書順位42番朗読)

(議案書順位43番朗読)

この件について、10月13日に鈴木久一委員と現地を確認してまいりました。農地としては経営規模拡大であれば問題はないと判断しましたが、現場は転作田で枝豆を作った後で畔も何もなくなっておりまして、境線がはっきりどこかわからない状況であって、そこについては堺線をはっきりしてもらふことと、あと奥のほうに23平米の別の所有者の土地があり、そこに入る進入路もないため、譲受人がここも一緒に耕作してもらふことが条件であれば問題はないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

順位 4 1 番から順位 4 3 番は、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、それでは採決します。

議第 4 6 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 4 6 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第 4 7 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、鈴木久一委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。17番、鈴木です。

議第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、8ページをごらんください。

(議案書順位4番朗読)

この件は、10月14日、菊地弘美委員と現地を確認してまいりました。現地は自宅敷地と隣接する隣の家との間にあります農地であります。既に車庫が建っておりまして、本人から聞き取りしましたところ、長年宅地だと思っていたというふうなことであります。それではうまくないということですが、建築確認申請も通った。あるいは、その後、知事宛てに、わからなくて建てたというふうなことで文書を出したというふうなことで、仕方ないのではないかとというふうなことで見てきたところであります。周辺は住宅地というようなこともありまして、周辺農地への影響はないんですが、そういった状況でありました。なお、地区審査でも了解を頂いたところであります。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地係長) 順位4番は、駐車場用敷地への転用となっております。申請地は、申請者の住宅に隣接し、集落内にあるものの、大規模に広がる農地の端のほうに位置するので、第1種農地と判断します。最近、そちらに車庫兼農機具置場を建てたのですが、農地であることが判明したため、追認という形で転用許可を

提出したものです。

第1種農地は原則不許可ですが、既存宅地の2分の1以下の面積であるため許可要件を満たし、転用はやむを得ないと考えます。

なお、先ほど鈴木委員からありました確認申請の件ですけれども、今後についてそういったことのないよう建設管理課のほうに申し入れをしております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第47号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、佐藤義広委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。14番、佐藤です。

議第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

(議案書順位43番朗読)

この件につきまして、10月14日、小野委員と現地を調査してきました。周辺地域は既に住宅地であり、申請どおりであれば何ら問題はないと見てきました。地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位44番朗読)

この件につきましても、10月14日、小野委員と現地を調査してきました。今現在、経営している美容室の北隣にある土地に店舗併用住宅を建てるものであり、何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位45番朗読)

この件につきましても、10月14日、小野委員と現地を調査してきました。周辺地域は住宅地であり、申請どおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位46番朗読)

この件につきましても、10月14日、小野委員と現地を確認してきました。貸人と借人は祖母と孫という関係にあり

ます。周辺地域は既に住宅地であり、何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位 48 番朗読)

この件につきましても、10月14日、小野委員と現地を確認してきました。周辺地域は既に住宅地であり、申請どおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

次に、西根地区、鈴木久一委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。17番、鈴木です。

(議案書順位 47 番朗読)

この関係につきまして、10月19日、事前審査会のほうで現地を確認してまいりました。現場は、寒河江川橋たもとの農地でありまして、県道から見ますと大分低くなっているんですが、そこに約4.5メートルぐらいの土盛りをしたいというふうなことであります。その奥のほうには、さくらんぼ畑などがありまして、4.5メートルも土盛りをするということでもありますので、周辺農地からも同意を得なければというようなことで申し出をもらっております。申請どおりであれば問題はないというふうに見てまいりました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

順位43番、46番、48番の3件は、住宅建築用敷地への転用となっております。農地区分は都市計画区域内の用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。

第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位44番は、店舗併用住宅への転用となっております。農地区分は都市計画区域内の用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位45番は、共同住宅への転用となっております。農地区分は同じく用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位47番は、貸資材置場への転用となっております。農地区分は第3種農地の都市計画区域内の用途地域内の農地が6割、また、第2種農地の用途地域に隣接する小集団の農地が4割の場所です。第3種農地は原則許可、第2種農地は原則不許可ですが、申請地は一体として資材置場として利用するものであり、転用はやむを得ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」、14番、佐藤義広委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、退室)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

まず、寒河江地区、小野義和委員、お願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議題49号「農用地利用集積計画書の審議について」、14ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者であり、地区審査では異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根地区、鈴木久一委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。17番、鈴木です。

14ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも中間管理事業に貸し付けるものであり、いずれも地区内の意欲ある農家あるいは認定農業者等に貸し付けるものでありまして、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、大泉邦彦委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。

14ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者に集積するもので、地区審査では異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件につ

いて、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長） いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、それでは採決します。

議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第49号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（佐藤義広委員、入室）

木村議長 関係委員に申し上げます。議第49号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前10時13分

平成28年10月25日

第10回総会 議長.....

議事録署名委員 10番委員.....

議事録署名委員 11番委員.....